

令和8年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について

令和7年度 第3回 松戸市成年後見制度利用促進協議会

令和8年2月17日（火）

松戸市 地域包括ケア推進課・障害福祉課

令和8年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について

協議会の概要

- ・令和8年度は年2回（〇・〇月）の開催を予定している
- ・松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱に基づき、委員の任期は2年であるため、改選は行わない
- ・機能別目標や取組（案）の中から、優先的に検討が必要なことを本協議会のテーマとする

中核機能が担うべき4つの支援機能（国計画より）

- ① 広報機能 成年後見制度の仕組みや利用を支援する地域の窓口を広く周知
- ② 相談機能 本人の意思決定支援や支援の必要性、適切な支援内容等の検討
- ③ 利用促進機能 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討
- ④ 後見人支援機能 チームでの支援内容の検討、バックアップ体制

各機能の目標（案）

支援機能	目標（案）
広報機能	・ 本人の状態や置かれた状況に適した制度活用ができるよう周知する。 ・ 対象者に応じた相談窓口の周知を行う。 ・ 権利擁護に係る支援が必要な状態にあることに気がつき、支援機関に繋ぐ支援者や地域住民のアンテナを高める。
相談機能	・ 相談事例を定期的に分析し、ニーズ等を検証する。 ・ 成年後見相談室の利用促進を図る。
利用促進機能	・ 市民後見協力員の役割の認知度向上を図る。 ・ 日常生活自立支援事業を含めた関連諸制度の違いに加え、利点や課題について理解を深め、支援者間で適切な活用を検討しやすい体制づくりを進める。
後見人支援機能	・ 親族後見人の実状を把握する ・ 後見人等就任後における、権利擁護支援チームの円滑な課題整理及び引継ぎの在り方について検討する。

各機能の取組（案）

継続事業

広報機能

相談機能

利用促進機能

- ・地域巡回講演会・個別相談会の開催 ⇒ 制度や相談窓口の認知度向上
- ・業種ごと（医療、金融機関）に作成したチラシの配布 ⇒ 発見及び支援機関への繋ぎの促進
- ・支援者向け研修会の実施 ⇒ 権利擁護支援に係るスキルの向上
- ・ケース会議等への専門職派遣事業 ⇒ 適切な制度活用
- ・市民後見協力員養成講座 ⇒ 周知、法人後見支援

新規事業

広報機能

相談機能

- ・成年後見制度等の適切な活用に向けたチラシ作成 ⇒ 状態に適した制度・事業への繋ぎ
- ・支援者向け手引きの再検討 ⇒ 実用性の更なる向上

検討事項

利用促進機能

後見人支援機能

- ・一次相談窓口と三士会が交流する機会の創出 ⇒ 互いの役割及び業務範囲に関する理解の深化
- ・親族後見人の実状の把握 ⇒ 実状を踏まえた支援の検討